

深谷市空き家活用相談事業について

～第2回埼玉県空き家・所有者不明土地対策連絡会議～

令和8年2月
深谷市 自治振興課

1. 深谷市の空き家対策

(1) 空き家対策担当

協働推進部自治振興課空家対策係

(2) 空き家の実態調査

「空き家等見守りに関する協定」に基づき、自治会連合会の協力で毎年実施（平成26年度～）

【空き家数】 1,658件（令和6年度末時点）

A（危険）69件、B（やや危険）138件、C（危険でない）1,451件

(3) 主な空き家対策

空き家の発生抑制：登記・法律、不動産相談の設置、啓発チラシ配架 等

空き家の適正管理・活用：実態調査、所有者への通知（年2回）、相談会（年1回）、改修補助

管理不全空き家解消促進：固定資産税減免、除却補助、緊急措置、特定空家等への措置

2. 深谷市空き家活用相談事業

（1）事業開始の経緯

当市は平成28年度（平成29年1月30日）から県北7市町と「埼北空き家バンク」を実施しているが、当バンクに掲載される空き家の件数が恒常に少ない。

市による空き家対策の効果を高めるため、令和3年度から空き家バンク以外の利活用事業（空き家活用相談事業）を行うこととした。

【参考】

- ・平成28年から令和6年度末までの**空き家バンク登録数**・・・14件
成約数・・・10件

2. 深谷市空き家活用相談事業

(2) 事業の内容

- ①申込者（所有者）の同意のもと、②固定資産税名寄帳（課税台帳）や道路、水道等の情報を当課でとりまとめ、③所有者連絡先と併せて不動産業界団体へ提供を行う。
- ④不動産業界団体は加盟不動産会社に案件の割り振りを行う。
- ⑤不動産業界団体から市へ、割り振った不動産会社を伝える。
- ⑥市から申込者（所有者）へ担当する不動産会社の情報を通知する。
- ⑦申込者（所有者）と不動産会社の両者間での相談に移行
- ⑧以降、成約状況等について不動産会社から市へ報告を行う。

【参考】

- ・深谷市と不動産業界団体各支部で覚書を締結
- ・事業にかかる支出は郵送料のみ。

2. 深谷市空き家活用相談事業

（3）事業導入の効果（メリット）

- ・令和3年から令和6年度末までの**空き家活用相談申込数**・・・87件
空き家登録（市データベース）解消数・・・31件

（4）事業のデメリット

申し込みをしてから、不動産業者との相談が開始するまで2～3か月空いてしまうため、「ほかの不動産業者にお願いしてしまった。」や「売る（貸す）気がなくなった」などでキャンセルとなるケースもある。

【参考資料】所有者のかたへの通知書類

・チラシ



・フロー



・申込書

様式第1号（第3条関係）

深谷市空き家活用相談申込書
令和7年____月____日

深谷市長様

注意事項を確認のうえ、下記空き家の活用相談を申し込みます。（※は必ず記入）
また、相談に係る個人情報及び空き家情報について、市と覚書を締結した団体（以下「不動産関係団体」）に提供することについて同意します。

※所有者（署名）	（自署）	
※相談者氏名	<input type="checkbox"/> 所有者と同じ（記入不要）	所有者との関係（ ）
※電話番号	（ ） 電話に出られる時間帯（ ）	
メールアドレス	④ ・メールでの連絡を希望する（はい・いいえ）	
その他		

※ この申込書に記入された個人情報は、深谷市個人情報保護条例に基づき、本事業の目的以外には使用いたしません。

空き家情報
所在地 深谷市

（注意事項）

- 空き家活用相談については、不動産関係団体に所属する者が行います。
- 空き家及び空き家の敷地の固定資産税名簿（評価額・税率相当額など）に記載された情報について、情報提供します。
- 当該申込書及び空き家に関する下記情報を、不動産関係団体に提供します。
空き家の写真、空き家及び空き家の敷地の概要（構造、面積、水道、下水道の状況など）、
都市計画法に基づく制限（区域の別など）、建築基準法に基づく制限（用途地域名など）、
開発行為の有無、建築確認申請の有無、道路台帳の写し、公園の写し
- 空き家の調査（立ち入り調査、写真撮影等、空き家の確認に必要な調査全て）を不動産関係団体に所属する者が実施することがあります。
- 不動産関係団体に所属する者が調査した結果を深谷市に提供します。
- 空き家活用相談に必要な書類（登記事項証明書など）の取得にかかる費用を負担していたことがあります。
- 相談結果が必ず空き家の売却や賃貸につながるとは限りません。

以上で説明を終了します。
ありがとうございました。

